

2022年（令和4年）4月

保護者様

藤沢市教育委員会

藤沢市立学校における教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

藤沢市教育委員会では、子どもたちの学びを保障するため、以下に示す感染症予防対策を実施しながら、教育活動を行ってまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、感染予防対策にご協力くださるようお願いいたします。

なお、特別支援学校・特別支援学級におきましては、学校の状況、児童生徒の特性に応じた対応・取組を行っていることを申し添えます。

1. 児童生徒及び児童生徒の同居家族における健康観察について

検温及び健康状態の確認を十分に行ったうえで、児童生徒を登校させるようお願いいたします。

また、感染が疑われる児童生徒の登校を未然に防ぐ必要があるため、児童生徒の同居家族についても、児童生徒と同様の健康管理を行っていただきますようお願いいたします。

- ・児童生徒の同居家族について、毎日、発熱や呼吸器症状などの健康状態を確認してください。
- ・児童生徒と同様に、発熱や呼吸器症状などがある場合は、できる限りすみやかにかかりつけ医等に受診についての相談をされますようお願いいたします。受診の際に、新型コロナウイルス感染症の検査を実施することがわかった場合は、児童生徒を出席停止といたしますので、学校に連絡をお願いします。

2. 出席停止基準について

次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。なお、学校は個人情報に配慮しながら、感染状況等を市教育委員会及び保健所と情報共有をいたしますので、あらかじめご了承ください。

また、出席停止基準については、感染状況等に応じて変更するため、最新の健康調査票説明書をご確認ください。

【学校への連絡事項】

- ・症状が出始めた日
- ・受診した医療機関名と受診日
- ・医師や保健所の指示について

【出席停止に該当するもの】

- (1) 健康調査票の、風邪の症状や発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
 - (2) 濃厚接触者又は検査対象者等について
 - ・ 児童生徒が濃厚接触者となった場合
この場合、次のいずれかに該当すれば登校できる。
 - ① 陽性者との最終接触日を「0日」とし、7日が過ぎるまで。
 - ② 最終接触日を「0日」とし、4日目と5日目に実施した新型コロナウイルス感染症の検査で陰性(-)が確認された場合、5日目の検査後から登校できる。
 - ③ 保健所や医療機関が登校を許可した日。
 - ・ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者となり、当該同居家族に発熱や症状がある場合
この場合、児童生徒の登校再開については、濃厚接触者の健康観察期間終了後、又は、当該濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症の検査(医療機関や自宅でのPCR検査、抗原検査)により陰性(-)となった場合、可能です。また、当該同居家族に発熱や症状がない場合は登校可となりますが、児童生徒を欠席させる場合は出席停止扱いとしますので、学校へご連絡ください。
 - (3) 児童生徒の同居家族が発熱や症状があり、かつ、医師の指示や保健所の指導で、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査等）を受ける場合
 - (4) 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
 - (5) 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
 - (6) 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合、又は当面の間において、感染への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合
 - (7) 児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける時又は新型コロナウイルスワクチン接種による副反応が出た時に学校を休む場合
 - (8) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の検査で陽性だった場合（PCR検査、抗原検査又は自主療養届出システムで陽性となった者をいう（医療機関が検査をせずに陽性と診断した「みなし陽性」を含む））。
- ※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります。

3. 感染予防対策として徹底する取り組み

学校では、以下の点について徹底して学校運営に取り組んでおります。

特に食事時の感染に注意することが求められているため、児童生徒も教職員も、昼食をとるときには、前方一方向のみを向き、会話をせず、黙食すること。

4. 学習活動について

以下の感染症予防対策を講じて行います。

- ・ 常時換気を基本とし、原則、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。
- ・ ペア学習やグループワーク、実験、観察等は、一定の距離を保ち、対面となる回数や時間を減らして実施します。
- ・ 調理実習は調理台につく人数を絞り、児童生徒の間隔を十分に保ち、回数や時間を減らして慎重に行います。

- ・合唱はマスクを着用し、前後左右2 m（最低1 m）とり、同方向を向いて実施します。
- ・リコーダー、鍵盤ハーモニカ等は前後左右できるだけ2 m確保し、同方向を向いて実施します。
- ・運動時は身体へのリスクを考慮し、扱う運動の特性を踏まえた必要な感染症対策（※）を講じたうえで、マスクは着用しません。
 - ※ 必要な感染症対策の例：可能な限り身体的距離をとる。活動時間を短くする。
対面や身体接触を少なくする。実施人数の少人数化。会話を控える。
- ・ICTを活用してのオンライン学習等も行っていきます。

5. 学校行事について

原則、宿泊行事、遠足的行事、運動会、体育祭、文化祭、合唱祭、授業参観、保護者説明会等を行う場合には、身体的距離の確保、時間短縮や2部制、座席の配置の工夫、オンラインを活用する等、十分な感染症防止対策を講じて行います。

6. 部活動について（中学校のみ）

(1) 基本的な感染症対策を行う他に以下の点に留意します。

- ・学校全体で活動場所が3密（密閉・密集・密接）にならないよう、活動日や時間、場所の工夫等の検討を行い、校内の活動体制を再確認して実施します。
- ・運動部活動の実施に当たっては、運動時はマスクを着用せず、身体接触を伴う活動や近距離で実施する活動については、回数、時間、人数を絞る等して実施します。
- ・文化部活動の実施に当たっては、生徒同士の間隔は、1 m程度以上（対面もできるだけ2 m）の距離を保ち、対面となる回数や時間を減らして実施します。

合唱：マスクを着用し、前後左右2 m（最低1 m）とり、同方向を向いて実施します。

吹奏楽：マスクを着用できない場合、前後左右できるだけ2 m確保し、同方向を向いて実施します。

(2) 以下の活動は、十分感染症対策を講じて行います。

- ・県内での校外活動（練習、大会、コンクール、練習試合、合同練習等）
- ・観客を招いての演奏会、発表会、練習試合等

(3) 以下の活動は、原則実施しません。

- ・宿泊を伴う活動
- ・県外での活動（練習、大会、コンクール、練習試合、合同練習等）

※ただし、活動の範囲外の校外活動でも、上位大会への参加等、その趣旨をふまえ学校長が必要と判断した場合には、保護者の同意を得たうえで参加を認めることがあります。

7. その他

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、治療に当たる医療従事者等に対する偏見や差別、またSNSの投稿等を含めたいじめにつながる行為がないよう発達段階に応じた指導を行ってまいりますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。
- ・外出する際には、目的に合ったマナーや行動がとれるよう、ご家庭でご指導をお願いいたします。